

令和6年度

経営事項審査概要説明

この内容は掲載時点のものであり、今後変更となる可能性がありますのでご留意願います。

令和6年6月 三重県県土整備部建設業課



■ご説明内容

1. 経営事項審査の主な変更点
2. 経営事項審査申請の概要



経営事項審査の主な変更点

1. 令和6年4月からの経営事項審査申請の主な変更点(様式、審査)
 2. 技術職員に係る加点の変更
「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」
(令和5年5月施行)に伴う、経審の技術職員に係る加点の変更
 3. 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」(W1-10)
- ※令和5年1月1日改正のうち、令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用となっている項目



令和6年4月からの経営事項審査申請の主な変更点

(前回(R5.10月版)からの変更点)

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001128493.pdf>

【様式の変更】⇒新様式で提出してください。

- ・建設機械の保有状況一覧(様式の「確認対象」列を削除)

【添付書類の削除】

- ・知識及び技術又は技能の向上に関する取り組み
→審査基準日以前3年前の日において受けている評価区分が分かる能力評価結果通知書



令和6年4月からの経営事項審査申請の主な変更点

【審査等に係る変更点】

- ① 郵送受付の×切日・・・審査予約日の前日までから前々日までに変更
- ② 提出書類・・・A4片面で印刷(従来明記なし)
- ③ 新規の実務経験証明書の内容確認
 - ・・・従来、審査当日に提出された場合は、後日確認を行っていたが、この運用を見直し。
 - 技術職員名簿に新規で実務経験で計上する場合は、事前に余裕をもって管内の建設事務所へ提出してください。(様式第9号実務経験証明書及び契約確認、在籍確認資料が必要です。)
- ④ 自動車車検証(R5.1.4交付分以降は自動車検査証記録事項)
 - ・・・審査基準日後に発行されたものは不可を追記。
- ⑤ 建設機械の保有状況一覧
 - ・・・移動式クレーンは「刻印番号」を記入を追記。(「型式/製造番号」の箇所)



【参考】令和5年10月からの経営事項審査申請の主な変更点

【審査等に係る変更点】

- ①行政書士による代理申請・・・郵送・事前持込の場合は行政書士証の写しを1申請者ごとに1部同封
- ②様式4号(CPD単位を取得した技術職員名簿)・・・技術資格を証する確認資料の提出を明記。
- ③様式第6号・・・CCUS上で事業者情報が登録されていることが分かる書類(CCUSの帳票「3-1 事業者情報」等)を確認書類として持参を追記。
- ④建設業の経理の状況(登録経理士)・・・「平成29年3月以前の合格者は、令和5年3月末までは講習の受講義務を免除します。また、建設業振興基金が開く建設業経理士の講習を過去5年以内に受講した有資格者も受講義務を免除します。」を削除。
⇒登録経理試験の合格後5年を経過した者は、登録経理講習を受講しなければ、経営事項審査の評価対象となりません。

【今後認められる場合】

- ①登録経理試験に合格した者であり、翌年度の開始の日から5年を経過していない者
- ②登録経理講習を受講した者であり、翌年度の開始の日から5年を経過していない者



技術職員に係る加点の変更(改正概要)

(1) 技術検定の受検資格の見直し

技術検定合格者の技術力の水準を維持しつつ技術検定制度の合理化を図ることとし、令和6年度以降の受検資格を以下のとおりとする。

- ・1級の第1次検定は、19歳以上(当該年度末時点)であれば受検可能
- ・2級の第1次検定は、17歳以上(当該年度末時点)であれば受検可能(変更なし)
- ・1級及び2級の第2次検定は、第1次検定合格後の一定期間の実務経験で受検可能(なお、令和10年度までの間は、制度改正前の受検資格要件による2次検定受検が可能)



(2) 一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和

1級の第1次検定合格者を大学指定学科※卒業者と同等とみなし、
また、2級の第1次検定合格者を高校指定学科※卒業者と同等とみなすこととする。

※指定学科とは、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第1条に掲げる学科をいい、建築学や土木工学に関する学科等がこれに該当します。

スケジュール

① 一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和

⇒令和5年7月1日(土)

② 技術検定の受検資格の見直し

⇒令和6年4月1日(月)



○経営事項審査申請における技術職員コード表：
(令和5年7月1日以降を審査基準日とする申請で使用)

三重県HP「建設業のための広場」

http://ss140094/KENGYO/HP/m0158300128_00001.htm

○今回の制度改正に関する詳細：

国土交通省HP

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00176.html



(補足)「実務経験による技術者資格要件の見直し」について



○審査基準日が令和5年7月1日以降の経営事項審査の取扱い

令和5年7月1日に主任技術者要件が緩和され、以下の(表1)に掲げる「**検定種目**」に係る1級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、大学において同表に掲げる「**同等とみなす指定学科**」を卒業した者と同様に、その合格後3年の実務経験を有することで、「**学科に対応する業種**」の主任技術者要件を満たすこととなりました。

(2級の場合は、高等学校の指定学科を卒業した者と同様に、その合格後5年の実務経験が必要)

なお、本要件緩和は以下(※)の指定建設業及び電気通信工事業**以外**の建設業において適用されます。

この改正により、経営事項審査においても、審査基準日が令和5年7月1日以降の場合、技術職員数の加点対象が拡大します。

(表1)検定種目に係る同等と見なす指定学科及び対応する業種

検定種目	同等とみなす指定学科	学科に対応する業種
土木施工管理 造園施工管理	土木工学	土左と石屋管タ鋼筋ほし塗防絶園井水清解
建築施工管理	建築学	建大左と石屋管タ鋼筋板ガ塗防内機絶園具水清解
電気工事施工管理	電気工学	機通消
管工事施工管理	機械工学	管鋼筋し板機絶井具水清
電気通信工事施工管理	—	—

(※)指定建設業及び電気通信工事業

土木一式、建築一式、電気、管、鋼構造物、舗装、通信、造園

←これらの業種は除外

国土交通省HPより
(https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000868293.pdf)



(補足) 実務経験による技術資格要件の見直しに伴い、新たに「005」の資格を満たす業種について



○「005」の要件を満たすケース

「005」の要件は「(監理技術者補佐に係る)必要な知識及び能力+主任技術者要件」であり、下の表は1級土木施工管理を例として整理した表です。

上段は「005」の要件の1つである「必要な知識及び能力」の対応業種を示しており、1級土木施工管理技士で加点対象となる業種と同じく、「土と石鋼ほし塗水解」です。

下段は「005」の要件の1つである「主任技術者要件」の対応業種を示しており、「土木工学」による業種と同じく、「土左と石屋管タ鋼筋ほし塗防絶園井水清解」です。

これらの2つの要件を満たして「005」として申請可能となるので、2つの要件に重複する「と石し塗水解」が「005」の対象です。※指定7業種+通信は除く

一方で、下段の「主任技術者要件」を満たしているが、上段の「必要な知識及び能力」が認められない「左屋タ筋防絶井清」は「11H」での申請となります。

◆例：1級土木施工管理の第一次検定合格者 且つ 実務経験3年を積んだ技術者の場合

・「必要な知識及び能力」の対応業種

土			と	石				鋼		ほ	し			塗						水		解
01			05	06				11		13	14			17						26		29

・「主任技術者要件」の対応業種(土木工学による業種)

土		左	と	石	屋		管	タ	鋼	筋	ほ	し			塗	防			絶		園	井	水	清	解
01		04	05	06	07		09	10	11	12	13	14			17	18			21		23	24	26	28	29

適用	黄色セル	必要な知識及び能力が認められ、主任技術者要件を満たすため「005」で申請可能
	水色セル	主任技術者要件は満たしているが、必要な知識及び能力が認められないため、「11H」でのみ申請可能
	灰色セル	指定7業種+通信なので申請不可



(補足) 実務経験による技術資格要件の見直しに伴い、新たに「005」の資格を満たす業種について



○「005」で申請可能な業種一覧(1級土木施工管理技士補、1級建築施工管理技士補)

適用

黄色セル	必要な知識及び能力が認められ、主任技術者要件を満たすため「005」で申請可能
水色セル	主任技術者要件は満たしているが、必要な知識及び能力が認められないため、「11H」「12C」でのみ申請可能
灰色セル	指定7業種+通信なので申請不可

◆1級土木施工管理の第一次検定合格者 且つ 実務経験3年を積んだ技術者の場合

・「1級技士補(1級第一次検定合格者)」の対応業種

土			と	石					鋼		ほ	し			塗										水			解	
01			05	06					11		13	14			17											26			29

・「主任技術者要件」の対応業種(土木工学による業種)

土		左	と	石	屋		管	タ	鋼	筋	ほ	し			塗	防			絶			園	井		水		清	解
01		04	05	06	07		09	10	11	12	13	14			17	18			21			23	24		26		28	29

◆1級建築施工管理技士の一次検定合格者 且つ 実務経験3年を積んだ技術者の場合

・「1級技士補(1級第一次検定合格者)」の対応業種

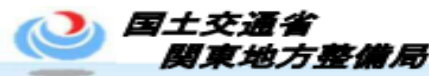
	建	大	左	と	石	屋			タ	鋼	筋			板	ガ	塗	防	内		絶					具			解
	02	03	04	05	06	07			10	11	12			15	16	17	18	19		21					25			29

・「主任技術者要件」の対応業種(建築学による業種)

	建	大	左	と	石	屋		管	タ	鋼	筋			板	ガ	塗	防	内	機	絶		園		具	水		清	解
	02	03	04	05	06	07		09	10	11	12			15	16	17	18	19	20	21		23		25	26		28	29



(補足) 実務経験による技術資格要件の見直しに伴い、新たに「005」の資格を満たす業種について



○「005」で申請できない業種一覧

(1級電気工事施工管理技士補、1級管工事施工管理技士補、1級造園施工管理技士補)

※1級電気通信工事施工管理技士補は申請できる業種なし

◆1級電気工事施工管理の第一次検定合格者 且つ 実務経験3年を積んだ技術者の場合

・「主任技術者要件」の対応業種(電気工学による業種)

							電										機		通											
							08											20		22										

◆1級管工事施工管理の第一次検定合格者 且つ 実務経験3年を積んだ技術者の場合

・「主任技術者要件」の対応業種(機械工学による業種)

								管		鋼	筋		し	板				機	絶				井	具	水		清		
								09		11	12		14	15					20	21				24	25	26		28	

◆1級造園施工管理の第一次検定合格者 且つ 実務経験3年を積んだ技術者の場合

・「主任技術者要件」の対応業種(土木工学による業種)

土			左	と	石	屋		管	タ	鋼	筋	ほ	し			塗	防			絶		園	井		水		清	解
01			04	05	06	07		09	10	13	12	13	14			17	18			21		23	24		26		28	29

適用	水色セル	主任技術者要件は満たしているが、必要な知識及び能力が認められないため、「12E」「12G」「13D」でのみ申請可能
	灰色セル	指定7業種+通信なので申請不可



(1)-2 W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(新設)

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、CCUSの活用状況を加点対象とする。

審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① <u>日本国内以外の工事</u> ② <u>建設業法施行令で定める軽微な工事</u> ③ <u>災害応急工事</u> | } | <p>〔 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事)
 建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事
 〔 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事 〕</p> |
|--|---|--|

該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

※直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準API連携認定システム (<https://www.auth.ccus.jp/p/requirements>) により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 <u>民間工事を含む全ての建設工事</u> で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 <u>全ての公共工事</u> で該当措置を実施した場合	10

国土交通省HPより
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001397215.pdf

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない



(1)-3 W1-10の改正時期及び総合評定値算出係数の改正内容

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

○ W1-10に関しては、審査基準日が令和5年8月14日以降である申請について、審査項目に追加する。
 ※仮に、審査対象期間外に加点要件を満たしている場合であっても、加点評価は実施しない

○ 当該項目追加に合わせて、P点に占めるW点のウェイトが大きく増加するため、各項目間のバランスを維持するべく、総合評定値算出に係る係数を以下のように変更することとする。

現行	施行日(令和5年1月)以降 ※WLBに関する取組(最大5点)が審査項目に追加	CCUSの導入状況の審査項目追加後 ※CCUS導入に関する取組(最大15点)が審査項目に追加
$\frac{1,900}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.32%)	$\frac{1,900}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.59%)	$\frac{1,750}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.40%) ※現行を維持した場合のウェイト: 15.44%

係数変更による影響例

	2023/3期
W点の合計値	100
(W)	950
(P)への換算値	142.5

係数の変更 ➔

	2024/3期
W点の合計値	100
(W)	875
(P)への換算値	131.25

○ W点の変更がなかった場合を仮定 (W点各項目合計100点)

○ 新設されるW1-⑨、⑩による加点がなかった場合には、P点は、約11.25点下がることとなる。

参考 現行のP点(総合点)への換算式
 (W) = W点項目ごとの合計点数 × 係数1900/200
 (P) = (X1) × 0.25 + (X2) × 0.15 + (Y) × 0.20 + (Z) × 0.25 + (W) × 0.15

国土交通省HPより
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001397215.pdf

■項番54

「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」

⇒様式第6号(誓約書)が必須

※令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用。
適用日までは必ず「3」(非該当)を記入。

